## 一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について(令和2年8月分)

	行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1			福井県鯖江市西山町1番2号		福井県鯖江市西山町621 番地,622番地、623番地、 625番地	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	項	令和元年11月26日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反(道路運送法第16条第11項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(3)整備管理者の選任解任届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(4)事業報告書及び輸送実績報告書未提出(道路運送法第94条第1項)	3	3
2		福井交通株式会社(法 人番号 2210001003631) 代表 者矢﨑孝明	目3番30号		福井県福井市日之出5丁 目3番30号	文書警告		令和2年2月14日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の記載事項等不備旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)		0